

京都市告示第390号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和3年10月29日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	梅津水0122号	右京区梅津中村町33番地の7地先 同町31番地の3地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	嵯峨水0040号	右京区嵯峨広沢御所ノ内町45番地地先 同町24番地の30地先	点
2	大野廣畑水9号	右京区京北大野町廣畑13番地の2地先 同町15番地の1地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	梅津水0104号	右京区梅津中村町33番地の7地先 同町31番地の21地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)